平成２１年（フ）第７６号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町27番４号恵ビル201号
債務者　平川　　優
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４１号
沖縄県名護市字我部祖河1200番地42　あっぷるハイツ212号
債務者　新田　和生
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２４９号
神戸市西区伊川谷町有瀬1516－Ａ棟306、旧住所兵庫県高砂市阿弥陀町北池98－７
債務者　小松　直美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
兵庫県明石市小久保５丁目７―18
債務者　森田　知美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
兵庫県明石市魚住町清水469―13―201
債務者　北角　　哲
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
神戸市西区玉津町水谷576―５
債務者　大浦　智香
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
兵庫県明石市魚住町鴨池５―１―510
債務者　図子恵里加（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
神戸市西区押部谷町福住539―１―203、住民票上の住所神戸市西区押部谷町福住628―32
債務者　汐﨑ひかる
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
兵庫県たつの市新宮町新宮172番地、住民票上の住所兵庫県たつの市新宮町新宮133番地
債務者　山口　満子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第４４号
山口県下関市彦島弟子待町２丁目11番６号
債務者　山崎塗装こと　山崎　利文
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
山口県下関市清末鞍馬３丁目３番８号
債務者　専田　宗之
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
山口県下関市清末鞍馬３丁目３番８号
債務者　専田　克子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
福島県いわき市小名浜岡小名字台ノ下12番地の９
債務者　田中　敬子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１７３号
富山市江本315番地
債務者　堀江　正章
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目６番11―401号
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４５２号
千葉県我孫子市湖北台７－３―17―503、住民票上の住所千葉県我孫子市湖北台７丁目６番11―401号
債務者　井上　尚美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７１号
千葉県流山市松ケ丘５丁目716番地の７
債務者　五十嵐勝義
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部